

### 短期集中運動型デイサービスの人員基準の見直しについて（案）

短期集中運動型デイサービス事業者への運営状況のヒアリングにおいて、主任指導員及び指導員の人員基準が10人を超える毎にそれぞれ増加するため、各5：1程度の利用者数に応じた段階的な人員基準にできないかなどの意見があったことを踏まえ、当該サービスの運営実態に即した人員基準に見直し、短期集中運動型デイサービス事業者の参入促進及び円滑な運営を図る。

#### 改正案（網掛け＝改正箇所）

職種	現行	改正後
管理者	常勤1以上 ※資格要件なし。兼務可。	同左
サービス計画作成者	常勤1以上  <資格要件> 理学療法士，作業療法士，保健師，看護師。兼務可	<u>専従1以上</u> <u>※利用者の処遇に支障がない場合，管理者との兼務可。また非常勤でも差し支えない</u> <資格要件> 左記+ <u>准看護師</u>
主任指導員	【利用者10人以下】 サービス提供時間を通じて専従1以上 【利用者11人以上】 利用者の数を10で除した数以上 <資格要件> 理学療法士，作業療法士，保健師，看護師，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，健康運動指導師，健康運動実践指導者，介護予防運動指導員	<u>サービス提供時間を通じて利用者5人につき常勤換算1人以上</u>  <u>うち，1人以上は常勤の主任指導員</u>  <u>主任指導員は利用者15人につき1人以上</u>  <資格要件（主任指導員）> 左記+ <u>准看護師</u>
指導員	【利用者10人以下】 サービス提供時間を通じて専従1以上 【利用者11人以上】 利用者の数を10で除した数以上 ※資格要件なし	
主任指導員・指導員 共通	主任指導員又は指導員のうち1人以上は常勤	